

# 業務部速報



No. 75

発行 25. 11. 12

JR東労組 業務部

## 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(修正)」に関する説明申し入れ **提出!**

申9号

JR東労組は、10月31日会社より「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(修正)」の提案を受けました。その内容は、5月7日の提案以降の労使議論と申5号申し入れ提出により具体的な要求が実現した成果がある一方で、提案内容から業務手当の(基本)と(指定)の枠組みが大きく変更となることから、修正ではなく新たな内容が提案されたとの認識です。

JR東労組は、5月7日の提案以降、職場の声と現実を基に、2本の説明申し入れ団体交渉を実施してきました。そして、説明交渉で明らかになった内容を再度職場議論し、職場の声と現実が全地本・全部会から中央本部に集約され、9月24日に申5号基本申し入れを提出してきました。しかし、今回の修正提案は、これまで説明交渉で示された会社の考えを変更するものであり、当然にも職場議論を再度行うこととなります。よって、会社が示したスケジュールについても見直しの検討がなされなければなりません。

特に、業務手当に関して言えば、当初提案では、業務手当(基本)は区分により5,000円から35,000円までとなっていました。月額一律15,000円に変更となります。会社は修正提案時に「組織の再編の検討を進めていく中で社員の活躍と成長をさらに後押しする必要があるとの認識に至った」と述べられました。JR東労組は5月7日の提案以降、労働の特性と特殊性について会社と議論を行い、現在に至っています。しかし、今回示された修正提案内容は、いつでも、どこでも、だれにでも一律に支給される業務手当への変更であり、当初提案よりも労働の特性と特殊性が、さらに形骸化される内容です。

したがって、これまでの労使議論経過の変更点を明確にするとともに、労働の特性と特殊性を堅持する制度とするため、申し入れを行いました。

### 要求項目

1. 修正提案に至る経緯および目的を明らかにすること。
2. 業務手当を見直す根拠を明らかにすること。
  - ①業務手当の支給範囲を見直す目的を明らかにすること。
  - ②業務手当(基本)を一般社員、医療社員ともに月額一律15,000円にする目的を明らかにすること。
  - ③業務手当(指定)(一般社員)の支給区分および支給額を見直す目的を明らかにすること。
  - ④業務手当(指定)(医療社員)の支給区分を見直す目的を明らかにすること。
3. 現行の基準内賃金と修正提案実施以降の役割遂行賃金の平均額の差異を明らかにすること。
4. 通勤手当の支給条件および範囲を見直す目的を明らかにすること。
5. 日直・宿直手当の支給額を見直す目的を明らかにすること。
6. 年末年始手当の支給範囲および支給額を見直す目的を明らかにすること。
7. 年末年始手当の支給方法について、申5号【賃金制度の見直し】16項「休日労働した場合において、年末年始手当と超過勤務手当を併給すること。」の要求通り「年末年始手当は、超過勤務手当と併給する」に至った会社としての問題意識と経過等を明らかにすること。
8. 子ども手当の扶養する子の範囲に追記する目的を明らかにすること。
9. 遠距離異動手当の支給範囲及び支給方法について、申5号【賃金制度の見直し】24項「遠距離異動手当については、転勤の発令がない場合においても、現勤務箇所から新勤務箇所までの距離が100km以上ある場合は支給対象とすること。」の要求通り「転勤の発令等を受けた社員」に至った会社としての問題意識と経過等を明らかにすること。